

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年12月8日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「竹原支局が作成した平成15年6月3日付け聞取り等報告書（協議場所県庁砂防室）に記載されている『①県道と市道の交差部にある三角の路面傾斜と急勾配の部分について、竹原市と協議して解消できるよう努める。②転落防止柵についても、同様に協議を行う。』との2点について、竹原市と協議した内容、結果を記録した全ての文書（以下「本件対象文書1」という。）、及び竹原支局内で具体的な対応措置を検討した記録（以下「本件対象文書2」という。）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書1及び本件対象文書2について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示処分（以下、本件対象文書1に対する処分を「本件処分1」、本件対象文書2に対する処分を「本件処分2」という。）を行い、それぞれ平成15年12月24日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月5日、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分1及本件処分2は、竹原支局が作成した平成15年6月3日付け聞取り等報告書（協議場所は県庁砂防室）において、「今後の対応」として明記されている内容を、その後放置しているか、若しくは、具体的な対応結果を記録すらしていないということを、公文書をもって明記したことになり、全く不自然な処分であり、竹原支局は、当該対応記録を記載した文書を隠匿している疑義があることから、具体的な対応記録を記載している文書及び開

示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。

- (2) 県道と市道の交差部にある三角の路面傾斜と急勾配の部分は、広島県が既設の峠橋に併設する「歩道」を新規に付加したことが原因となって生じたものであるのに、広島県は、「道路改良は地元要望によるものである。」、「実施主体は竹原市である。」との責任転嫁を弁明するのみで、本来は明白である広島県の責任を否定し、全く誠意を示そうとはせず、「当支局での対応を検討した記録は存在しない。」との理由説明をもって、真実の行政文書を隠匿しようとしている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分1及び本件処分2を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

「竹原市と協議した内容、結果を記録した全ての文書」であるが、道路改良は地元要望によるものが殆どであり、竹原市との協議で「竹原市としては地元住民組織である自治会からの要望であれば改善を行い、これに対して広島県もこれに協力する」との合意に至ったが、実施主体は竹原市であり、竹原市からの要望を受けてからのことであるため、口頭によるものにとどめており、文書として記録したものは存在していない。

2 本件処分2について

「竹原支局内で具体的な対応措置を検討した記録」とは、市道の事案に係るものであるが、竹原市からの具体的な改善要望・改善に係る協議は行われていないため、当支局での対応を検討した記録は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、異議申立人が別の行政文書開示請求によって入手した、平成15年6月3日に竹原支局職員が砂防室と協議した内容を記録した聞き取り等報告書「砂防指定地内河川郷川の橋設置について」（以下「砂防室報告書」という。）に、「①県道と市道の交差部にある三角の路面傾斜と急勾配の部分について、竹原市と協議して解消できるよう努める。」「②転落防止柵についても、同様に協議を行う。」と記載されていたため、これに関する文書の開示を求めるものである。

2 本件処分1について

本件処分1は、異議申立人が本件対象文書1の開示を請求したのに対し、実施機関はそのような文書を作成又は取得していないため、不存在としたものである。

異議申立人は、「今後の対応」として明記している内容を、その後放置しているか、具体的な対応結果を記録していないということを公文書で明記したことになり、不自然な処分であることから、当該対応記録を記載した文書を隠匿していると主張する。

実施機関は、竹原市と協議を行い、竹原市としては地元住民組織である自治会から要望があれば改善を行い、広島県もこれに協力する、との合意に至ったが、竹原市からの要望を受けてからのことであるため、口頭によるものにとどめており、文書として記録したものは存在していないと説明する。

当審査会が実施機関から入手した、本件異議申立ての背景となっている許可申請に対する処分を異議申立人等に行った際の「聞取事項報告書」には、「不許可ということになったが、（危険因子としての）段差の解消の為に、市の方から、『個人ではダメだが地域の自治会として要望してもらえれば、市で対応する』という確約をもらっている。」「確約は竹原市の〇〇課長から（竹原支局の）〇〇課長への口頭約束という形である。」と記載されている。この内容は、竹原市との当該協議を「口頭によるものにとどめている。」という実施機関の上記説明と合致しており、実施機関が本件対象文書1を保有していないとしても不自然又は不合理な点はない。

したがって、実施機関が本件対象文書1は不存在であるとして、本件処分1を行ったことは妥当である。

3 本件処分2について

本件処分2は、異議申立人が本件対象文書2の開示を請求したのに対し、実施機関は作成又は取得していないため、不存在としたものである。

実施機関は、竹原市から具体的な改善要望・改善に係る協議が行われていないため、本件対象文書2は存在しないとする。

市道改良の実施主体は竹原市であり、実施機関は、実施主体である竹原市の具体的な要望・協議を受けてから対応措置等を検討するものであり、竹原市からの要望がない段階で、実施機関が本件対象文書2を作成していないとしても特段不合理な点はない。

したがって、実施機関が本件対象文書2は不存在であるとして、本件処分2を行ったことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 24	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
18. 8. 17	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
18. 8. 23	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 10. 10	・ 異議申立人から意見書を収受した。
18. 10. 16	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
24. 4. 27 (平成 24 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 5. 29 (平成 24 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授